

注文していない商品を送り付ける「送り付け商法」に注意

【事例】

注文した覚えのない使い捨てマスクが届き、宅配業者に代金引き換えで支払ってしまった。

【アドバイス】

事例は、注文していない商品を一方的に送り付ける送り付け商法です。勧誘の電話で契約したことにされたり、断ったのに商品を送られたりすることもあります。7月の法律改正で、代金を支払った後や、商品を処分した後でも返金を求めることができるようになりました。次のことに気を付けて冷静に対処してください。

□届いた商品はすぐに処分可能

注文や契約をしていないのに、商品が送られてきたら、商品はすぐに処分して大丈夫です。

□事業者から代金を請求されても支払わない

一方的に商品を送り付けられたときは、代金を支払う義務はありません。また、商品を開封した

り、処分していても、代金の支払いは不要です。事業者から代金を請求されても、応じないようにしましょう。

□代金を払ってしまったらすぐに相談

支払義務があると誤解して、代金を支払ってしまった場合、代金の返還を請求することができます。対応に困ったら、1人で悩まず、すぐに消費生活センターへ相談してください。

【問】同センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、午前9時～午後4時30分、☎76・1004）



店舗や通信販売での買い物はクーリングオフできません

クーリングオフは、訪問販売や電話勧誘など、事業者側から突然の勧誘により契約したときに、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。クーリングオフできる取引は法律などで決められていて、契約は一方の都合だけで勝手に解除することはできません。

【事例1】

店舗で腰痛対策の敷布団を購入したが、自分には固すぎてよく眠れない。店に電話して返品を相談したが断られた。

【アドバイス】

店舗に自ら出向いて商品を買ったときは、クーリングオフができません。返品を受け付ける店もありますが、あくまでも店側のサービスです。

【事例2】

テレビショッピングでシワ対策美容液を申し込み、使ってみたが、効果がなかった。返品したい

と思い、電話をしたが断られた。

【アドバイス】

インターネットや電話、郵便などで申し込む通信販売も、自分の意志で申し込むため、クーリングオフできません。返品できるかどうかは、返品特約で表示されるのでしっかり確認しましょう。よく分からないときは、消費生活センターへご相談ください。



【問】同センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、午前9時～午後4時30分、☎76・1004）